

監理技術者の専任義務の緩和に係る取扱いについて

建設業法第 26 条第 3 項ただし書※の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

※監理技術者の職務を補佐する者を工事現場に専任で配置した場合、監理技術者の兼務が認められる規定（特例監理技術者＝兼務が認められた監理技術者）

記

1 特例監理技術者の配置要件

次の要件を全て満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。

- (1) 兼務する工事が見附市発注工事であること。
- (2) 兼務する工事は、他機関発注の公共工事・民間工事含め 2 件までであること。ただし、兼務する工事が他機関の発注であるときは、当該発注機関が兼務を認めた場合に限る。
- (3) 兼務する工事が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。
範囲については、工事現場が長岡地域振興局管内であること。
- (4) 監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同じであること。

2 適用日

令和 3 年 4 月 1 日以降に適用する。

3 提出書類

- ①監理技術者補佐の氏名を記載した工事着手届
- ②兼務工事の契約書の写し
- ③他機関発注工事の場合は、当該機関における特例監理技術者の配置要件が分かる資料、または兼務を認めていることが確認できる資料（任意様式）

4 施工体制上の留意点

監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和 2 年 9 月 30 日国不建第 130 号）において、「特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない」とされていることに留意すること。